

# 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者のみなさまへ

～ 雇用維持と事業継続のために ～

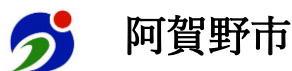
## 阿賀野市緊急経済対策

# 支援のご案内

【5/2 (土) ～5/6 (水)】

午前 9 時から午後 4 時まで  
電話相談に対応します。

商工観光課 (直通: 61-2479)



## 1. 事業者相談窓口を設置します。

どのような制度が活用できるのか？

国の緊急経済対策に呼応し、市内事業者が国等の支援制度を活用するための「事業者相談窓口」を設置します。窓口では各種支援策やその受付窓口等について紹介するとともに、影響等について聞き取りを行います。

## 2. 雇用調整助成金の申請費用を補助します。

従業員を一時的に休業させ、国の雇用調整助成金を活用したいと考えているが、手続きが煩雑、手数料が高い

雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への手数料を補助します。

補助対象期間(令和2年4月1日から6月30日)

1社当たり1回限り **上限20万円** (補助率 10/10)

**対象者** 旅館・飲食店・タクシー業者、または、従業員10人未満の事業者

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置を受ける場合のみが対象となります。

## 3. 雇用調整助成金の上乗せ補助をします。

従業員を一時的に休業させ、国の雇用調整助成金を活用したいと考えているが、自己負担額が重い

国の雇用調整助成金の支給要件に該当する事業者に対し、補助対象期間(令和2年4月1日から6月30日)に係る国の助成対象とならない部分を上乗せ補助します。

1社当たり **上限75万円**

※国の雇用調整助成金の支給対象となる休業手当等について、国の助成対象とならない部分を補助します。なお、解雇等を行わない場合を条件とします。

**対象者** 旅館・飲食店・タクシー業者、または、従業員10人未満の事業者

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置を受ける場合のみが対象となります。

## 4. 店舗等の賃借料の一部を補助します。

売上は減少する中、家賃等の固定費は変わらずに負担

賃貸物件において事業を営む者に対し、補助対象期間(令和2年4月1日から5月31日)に係る賃借料の一部を補助します。

1社当たり **上限10万円/月** (補助率 1/4)

**対象者** 旅館・飲食店・タクシー業者、または、従業員10人未満の事業者

※売上高が前年同月比で 50%以上減少している者に限ります。

# Q & A

支援制度			N o	内 容
申請	上乗せ	賃借		
○	○	○	Q 1	申請はいつからになりますか。
			A 1	<b>5月1日（金）</b> からになります。
○	○	○	Q 2	阿賀野市内に支店や営業所等の事業所がありますが、 <b>本社は市外</b> です。対象となりますか。
			A 2	<b>本社所在地が阿賀野市の事業所が対象</b> です。
○	○	○	Q 3	従業員とは <b>パートやアルバイト</b> は含みますか。
			A 3	<b>含みます</b> 。正社員、パート、アルバイトにかかわらず、雇用期間に定めなく雇用されている（常時雇用する）従業員が対象です。雇用保険加入者かどうかは問いません。ただし、役員は含みません。
○	○	○	Q 4	旅館・飲食店・タクシー業の <b>定義</b> はありますか。
			A 4	日本標準産業分類の定義とします。 旅館は「細分類 7511 旅館、ホテル」を指します。ただし、ホテルは除きます。 飲食店は「中分類 76 飲食店」を指します。 タクシー業は「細分類 4321 一般乗用旅客自動車運送業」を指します。
○	○	○	Q 5	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている <b>他の業種は対象外</b> ですか。
			A 5	今回は、外出自粛や休業要請などにより <b>直接的な、かつ、甚大な影響</b> を受けている業種を重点的に支援します。
○			Q 6	<b>1回限り</b> ということは、雇用調整助成金の申請1回分に対してのみの補助となりますか。
			A 6	申請は <b>1回限り</b> です。雇用調整助成金の申請を複数回行う場合は、まとめて補助金の申請をしてください。
○			Q 7	雇用調整助成金の申請をしましたが、 <b>支給されなかった</b> 場合は申請できませんか。
			A 7	万が一支給されなかった場合でも <b>補助金の申請は可能</b> です。
○	○	○	Q 8	すでに <b>4月1日が過ぎて</b> いますが、申請したら遡れますか。
			A 8	<b>4月1日まで遡って</b> 補助金を算定します。
		○	Q 9	「従業員 10 人未満の事業者」は、 <b>代表者のみ</b> でも対象者と認められますか。
			A 9	<b>代表者のみでも補助対象</b> です。
		○	Q 10	前年同月比で 50%以上減少している月の <b>対象期間</b> はいつですか。
			A 10	<b>2020年1月から2020年6月</b> のうち減少したひと月について、事業者が選択できます。
		○	Q 11	店舗等（賃貸物件）にはどのようなものが含まれますか。
			A 11	<b>専ら事業のために</b> 使用される店舗・倉庫・工場等及びその敷地が補助対象です。
○	○	○	Q 12	納期の到来した <b>市税を完納</b> している必要はありますか。
			A 12	完納している必要があります。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、 <b>納税猶予の特例</b> を受けている場合は除きます。

**【5月2日（土）～5月6日（水）】**

午前9時から午後4時まで電話相談に対応します。

ご不明な点など、商工観光課（直通：61-2479）へお問い合わせください。

## お問い合わせ

阿賀野市役所 産業建設部 商工観光課 商工振興係

T E L 0250-61-2479 F A X 0250-61-2037

E - m a i l syokokanko@city.agano.niigata.jp